

一、二月二十四日(月) 一三〇〇

一、一〇四教室

一、試験に關して、その他

一、研究科・聴講生の詮衡について

(七) 第五十八回卒業式(昭和二十二年三月)

第五十八回卒業證書授與式

昭和二十二年三月二十九日午前十時

卒業式に於ける學校長の告辭概要

本日御卒業の諸君は、就學中戰爭の爲、思ふ様な勉強も出来なかつたにも拘らず最後迄止つて勉學を重ね、此所に晴れて御卒業なされた事に對して心から御歡びを申上げる。此の時に當つて一言御注意を申上げて諸君に對する餞けとする。

今日程音樂熱の旺勢やうせいな時はない。と同時に音樂家にとつては今日程危険な時はないと思ふ。それは今日の様な、全國的に音樂熱の旺勢やうせいな時には、一寸した事でも有名になり、高額の收入を得る事も出来るのでともすると大事な勉強を怠つて、名聲を高める事や、収入の多い方に流れやうとする事に傾き易いものである。こう云ふ時にこそ、人を相手にせず、天を相手にしてじつと勉強をする心が一番大切である。

能樂の方の創始者である世阿彌の言詞に「命には果あるも、能には果あるべからず」云ふのがあるが、これは西洋の諺の「生命は短く、藝術は長し」と同じ意味であり、共に藝術にたづさわる者の心構へを云つたものである。つまり藝術には之で良いと云ふ限度がな

い。一生勉強を續けて行かなければならないと云ふ事である。その爲には、高い所に目標を置かねばならぬ。自分の感ずる所では藝術家はどうも人との對象と云ふ事に心を置き過ぎる様に思ふ。又地方の學校の教職員となる人の心構へとしては、現在日本の青年子女に對して當へる、音樂の教育と云ふ事に關しては非常に重大な意義があるので大いに努力、勉勵して貰ひ度い、之からの日本の再建には之等情操教育が如何に重大であるかと云ふ事を第一に考へなくてはならない。

最後に、現在の地方に行はれてゐる一般的音樂の傾向も非常に危険性が多く、且つ之に従事してゐる人間の種類にも非常に低級な者が多いので、其の中に這入つて行つて戦つて行く事は竝々ならぬ事である。

諸君は此の點にも大いに確かりとやつて戴き度いと思ふ。之を以つて諸君への、御祝の言詞とし、餞けとする。以上

(手書き) (昭和二十二年度 第五十八回卒業式並卒業生一件書類)

(八) 戦後の住宅事情による校内居住の資料

戦後の住宅事情により、校内に居住する教職員もいた。

音會一九一號 發送9月30日

昭和二十二年八月十三日起案

伺

左記の通り官舎料金を徴收して差支ありませんか。

記

級別	氏名	徴收月額	洋室又は和室	室数	疊数	入室月日	備考
三級	免束龍夫	四二〇〇	和	二	六疊及八疊 計一四疊	本年四月十一日	分教場能樂堂使用 四月分ヨリ徴收
〃	黑澤愛子	一五八八〇 (二六四三二)	洋	六	二七坪三八六 換算五四疊七 七二	二、二、一	備外國人教師官舎 使用 四月分ヨリ 徴收 俸給月額 一、五八八円
〃	山本正人	三〇〇〇	洋	一	五坪 換算十疊	本年五月十二日	分教場能樂堂使用 五月分ヨリ徴收
囑託	田村宏	八〇〇	和	一	四疊	二、一〇、一〇	分教場能樂堂使用 四月分ヨリ徴收
囑託	市川和枝	六〇〇	和	一	三疊	昭和二十一年 六月十二日	本校内 四月分ヨリ徴收
雇	上遠野知一	二三〇〇	和	二	七疊半及四疊 計十一疊半	一九五、一〇	本校内 四月分ヨリ徴收
合計		二六七八〇					

- 一、今回は自四日分を十月十五日迄納付すること
- 二、右以後は毎月十五日迄に納付すること
- 三、封鎖支拂にても納付できること

案

年月日

各人宛

學校長

今般官舎又は校舎の一部を職員の住居にあてているものについて料金を徴收することに決定し、目下大藏省で規程を立案中であり、本年四月から右規程のできるまで左記の通り料金を徴收することになりましたから御承知願ひます

記

- 一、金 圓也 但 自 月分 官舎(宿舎) 料金 一ヶ月 金 圓の割
- 一、納期 昭和二十二年 月 日迄
- 但し 日分以後は毎月十五日迄に納付のこと

發會三四〇號

昭和二十二年七月二十九日

收支を執行する各部長 殿

文部大臣官房會計課長印

官舎料金の徴收方については、目下大藏省においてこれが規程を立案中であるが、本年四月から右規程制定に至るまでのものについては、左記により取り扱うこととし、即時實施相成りたい。

なお、職員宿舎及び校舎の一部を職員の住居にあてているもの(宿直及び農場夜警等の場合を除く。)についても官舎に準じ料金を徴收することとせられたい。

記

- 一 官舎が國有の場合の官舎料は、疊一疊當り一級官は五圓、二級官は四圓、三級官は三圓、その他の者は二圓とすること。但し、その總額が俸給又は給料(暫定加給及び暫定加給臨時増給を含む。)の一割に相當する金額を超える場合は、一割を限度とすること。

二 假宿舍については、その施設の實情及び官舎居住者等との権衡を勘案して貴官に限り適宜減額することができること。

三 借入官舎の官舎料は、借入料金相當額とすること。

四 職員宿舍及び校舎の一部を職員の住居にあてているものであつて、一室又は數室に數人の職員が居住する場合は、疊一疊當り二圓（借入にかかる宿舍であるときは、借入料金を總疊數で除した金額）として計算したものをその室の料金とし適宜代表者を定め徴收すること。但し、各職員の負擔料金は均等額とすること。

五 月の中途において居住又は明渡しをしたときは、その月分全額を徴收すること。但し十六日以後に居住したとき、又は十五日以前に明渡ししたときは、一ヶ月分の二分の一額を徴收すること。

六 既納の料金は、これを還付しないこと。

七 洋間等疊を使用していない室は、坪數により疊數を算出すること。

八 公用の室についても官舎料金を徴收すること。

九 廊下、臺所、物置、便所等居室以外のもの等は疊數に算入しないこと。

備考

一、官舎の居住順位は従前の例によること。

二、歳入科目は官業及官有財産収入の部官有財産収入の款官有

物貸下料の項建物及物件貸下料の目帝國大學（官立大學、直

轄諸學校）附屬官舎使用料の節とすること。

（自昭和二十一年度至同二十二年 國有財産關係 東京音樂學校會計課）

（九）第六十回卒業式（昭和二十四年二月）

昭和二十三年度卒業式に於ける校長の告辭概要

本日は大臣始め父兄の方々には雨の降る中をわざわざお出で下さつてこのやうに盛大な卒業式を舉行出來ますことは私の心から感謝致すところであります。

學校の都合でいつもと違つて卒業式が早くなつたので今年の卒業生はこう言ふ意味では損をしてゐると言へます。

卒業が早くなつて本學年の授業が少くなつたばかりでなく今年の卒業生は遊學の初めから大變損をしてゐる。その頃私はゐなかつたけれども、二十年の三月と言へば日本の國が最もわるかつた時で東京は空襲が激しく聞けば試験の時は空襲で、内申書かなにかで定めなければならなかつたこととあります。四月五月と日本の殊に東京は激しい空襲が休みなく續き従つて二十年に入學の人は空襲ばかりでなく勤勞動員で學校の席が暖まる暇もなく、それが續いて八月の終戦となり、前校長がやめたりごたくがあつたり二十年から二十一年三月にかけては殆んど落付かなかつたのであります。さう言ふ意味で損をしてゐます。時が已むを得なかつたとは言へ學校としても申譯けなくお詫びし度い氣持であります。それにも拘らず、今年の卒業生は先生方のお話のよると大體に於て去年より成績が良いさうであります。

去年のやうに江藤君や園田君のやうな人はないけれど、尤もこのやうな人は二十年か三十年に一度しか出ないもので、それらをとりのければ今年は大體良い成績であります。

不便な勉強でありましたがそれにひるまないで勉強した結果が今